

論題	後北条氏文書に見られる二つ折りの懸紙について
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第28号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2002年(平成14年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

# 後北条氏文書に見られる

## 二つ折りの懸紙について

鳥居和郎

【キーワード】 戦国時代 後北条氏 古文書学 礼紙 懸紙

### 【論提要旨】

北条為昌（北条氏綱息）を開基とし、小田原城下に開創された本光寺（のち種徳寺）に伝来した文書中に、本紙と分離した状態の二通の懸紙がある。初め、これらは通例の懸紙の文書とほぼ同じ寸法であること、そして、料紙の奥端に上書が記されているため、後北条氏の文書として、は残存例が希な「礼紙」かと思われた。しかし、折り方を子細に観察すると、はじめ二つ折りにした後に、本紙とともに巻き折るなど、通例の「礼紙」としての用い方とはやや異なり、また、懸紙としても独特のものかと思われる。本稿は、この折り方の復元をおこなうとともに、他地域の類似の折り方を行なう文書との比較を行ない、併せて、この懸紙の機能について考察することを目的としたものである。

### はじめに

例外はあるものの、通例、文書は伝達事項を記した本紙を折り畳み、それに封を施して相手に伝達した。また、文書を別紙で包むこともあり、これは儀礼として丁重さを示すもので、この時、文書を包む紙を懸紙、または包紙、封紙などと称する。文書の折りや封などの形態についての検討は、古文書研究の基本ともいえる事柄ではあるが、後北条氏関係文書については、残存する文書の数自体は比較的豊富であるものの、それらは領国支配のための大量発給文書が多いこともあり、印判や花押などについての個別研究は行なわれるが、文書の様式と機能の関係を体系化するような研究はあまりおこなわれていないというのが実情である。

近年、原本の出現により話題となった本光寺文書の中に、現状では本紙と分離した状態の二通の懸紙が含まれている。これらは料紙の奥端に充書と差出書いわゆる上書が記され、また、通例の懸紙の文書とほぼ同様の寸法であるため、初めこれらを後北条氏の文書には珍しい「礼紙」の遺例かと思った。しかし、子細に観察を行なうと本紙を包む前に二つ折りにするなど、通例の「礼紙」とは形態的に異なるものであった。小論では、この懸紙の折り方の復元をおこない、また、この懸紙の機能について述べるものである。

## 一 本光寺と本光寺文書

まず本光寺と同寺の伝来文書について簡単に述べることにする。文書名となった本光寺とは、天文十一年（一五四二）に死去した二代目玉縄城主の北条為昌（北条氏綱の息子）の菩提を弔うために、小田原城下に開創された臨濟宗大徳寺派寺院で箱根湯本の早雲寺を本寺とする。天正十八年（一五九〇）、北条氏の滅亡後、衰退し江戸に移転した。移転後は種徳寺と寺号を改め、現在でも東京都港区に存続する。

また、本光寺文書とは本光寺に伝来した文書群であるが、現在、種徳寺には本光寺文書の一部であった「下中村上町分檢地帳」が伝えられているところを見ると、ある時期まで、種徳寺がこの文書を伝存していたことがうかがわれる。これまで本光寺文書は、「本光寺文章」と名付けられた写本が早雲寺に伝来しているため存在自体は知られていたが、原本の所在は不明であった。<sup>4</sup>近年、二十点の文書が卷子に貼られている状態<sup>5</sup>で所在が確認され、現在、当館に寄託されている。文書の出現により写本の文字の誤りや、花押型により無年号文書の年代比定が可能となるなど、原本ならではの多くの成果が示されたが、それに加えることが出来るのが、本稿で述べるところの独特の折りを行なう懸紙の例といえよう。

なお、本光寺文書の概要は本稿末に示し、便宜上、順に番号を付し小論中にその番号を用いた。

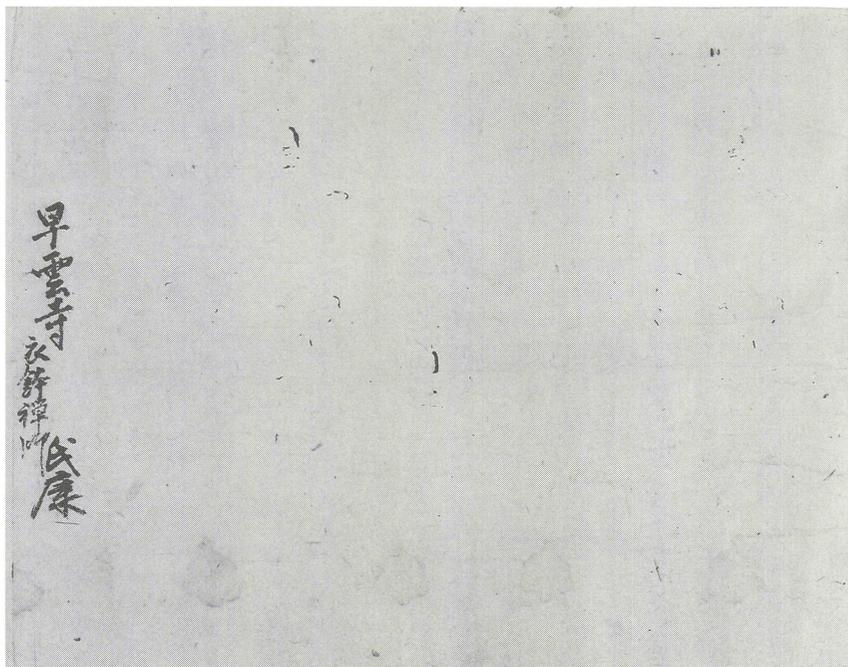


写真1 「本光寺衣鉢禪師 氏康」と上書のある懸紙（目録番号1）

## 二 二例の懸紙について

本光寺文書の目録番号1と20が本稿で述べる懸紙である。目録番号1

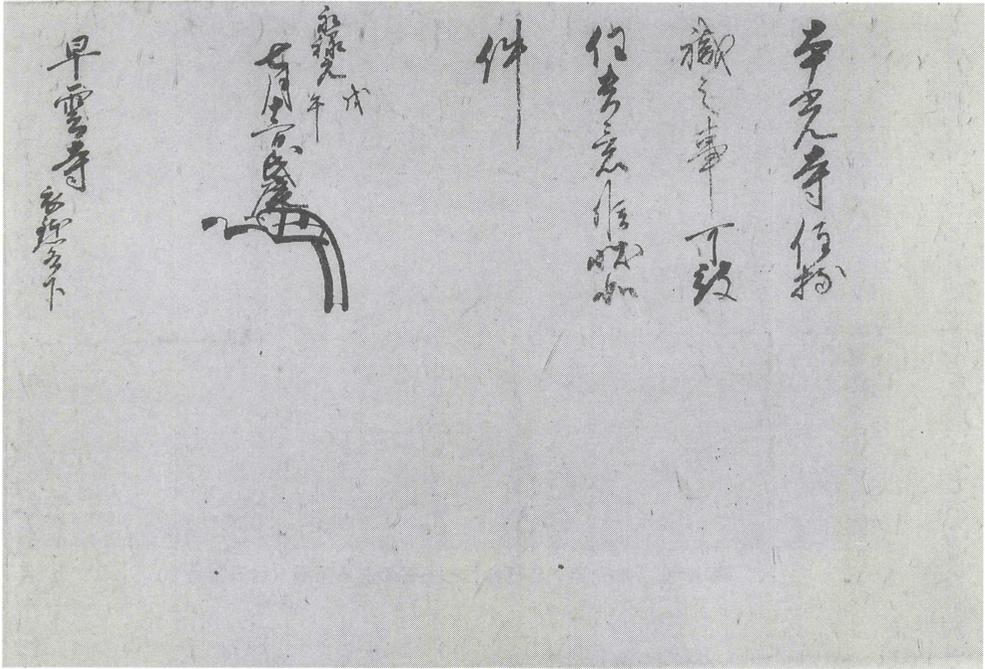


写真2 目録番号1の懸紙の本紙の可能性がある北条氏康判物

(写真1)の充書と差出書は「早雲寺衣鉢禪師 氏康」とある。本光寺文書には北条家の三代目当主である氏康が早雲寺に充てた文書が二点含まれており(目録番号9の充書には衣鉢閣下、10には衣鉢禪師とある)、文書の内容はいずれも早雲寺が本光寺住持職の任命について権限を有することをうかがわせるもので、内容からどちらがこの懸紙(目録番号1)と関連があるものか判断しがたいものの、折幅から判断をするならば9の文書が(写真2)が包まれていた可能性<sup>6)</sup>がある。

また、目録番号20(写真3)の懸紙には「本光寺 自石倉」の上書が記されている。石倉が人名か地名かは判然とせず、他の本光寺文書の中に該当しそうな文書も見あたらない。

中世文書の調査の経験がある方なら領かれる方が多いと思うが、もともと懸紙があったと思われる文書でも、懸紙が失われ本紙のみが伝来するケースは多い。これは本紙と異なり懸紙自体に受給者やその子孫の利権に関する内容が記されていないため、保存の意識は本紙に比べ低くなるのはやむを得ず、長年の間に紛失したものと考えられよう。

とりわけ後北条氏関係文書では、懸紙の遺例は極めて少なく、これは現存する文書のかなりの部分をしめる虎朱印状は領国支配に関するものが多く、公的文書としての性格上、懸紙を付属しないで発給した例が多数に及んだからであろう。このことは文書の伝存状態が良好であることで知られる桜井家文書からみても、全十一点の文書の内、現状では懸紙があるのは北条氏康と北条氏政の感状二点のみで、他の文書にはない。同文書中の虎朱印状の中には端裏に充書を記したものもあり、同様の例

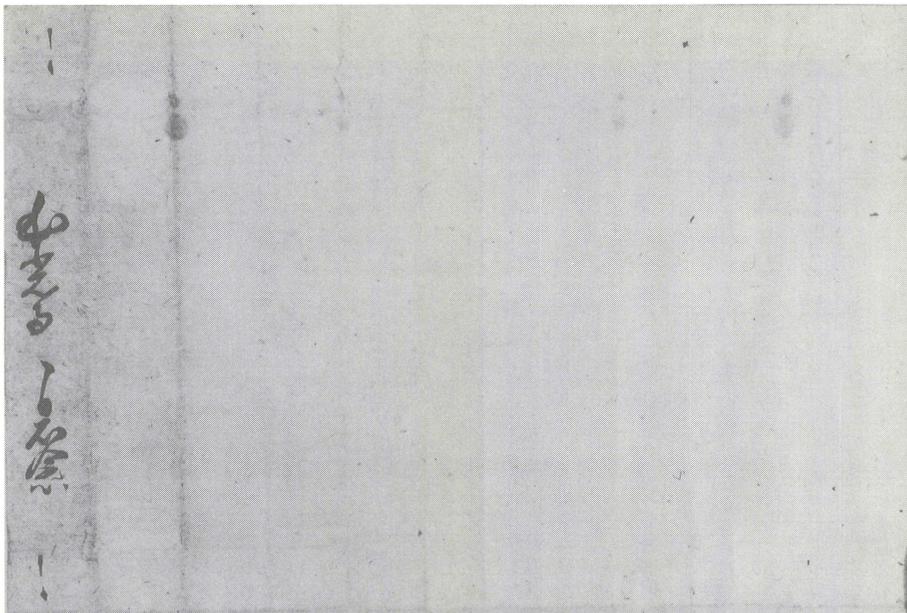


写真3 「本光寺 白石倉」と上書のある懸紙（目録番号20）

は桜井文書以外にもしばしば目にするところで、このような形式の文書には懸紙を用いなかったのではなからうか。

また、公的な文書のみならず書状などの私的な文書についても懸紙が残存しない場合が多く、やはり比較的伝存状態がよい上杉文書の中の北条氏関係の書状の中にも、現状では懸紙がない文書が多い。他国の大名に充てられた外交上の文書であるならば、相手に対する尊重が重視されるはずであるが、懸紙の遺例の少ない事はどのような理由によるものなのかわからない。

ともかく、これらの例だけで判断するわけではないが、後北条氏文書に懸紙の伝存例が少ないのは、懸紙をつけた文書の発給自体が少なかった事も一因と考えることができるのではなからうか。

勿論、尊重の度合いの高い相手や、文書の性格によっては懸紙を略することはしなかったが、隣国との緊張が続くこの時代、大量発給の文書や家臣などへの支配に関する文書については儀礼的ともいえる懸紙を略することは、自然の発想であったのかもしれない。

### 1 二例の懸紙の折り方

さて、ここでは二例の懸紙の折り方について述べることにする。先ず、それぞれの料紙や折目の寸法を記すと次のとおりである。

目録番号1の料紙は縦三〇・四センチ、横三八・八センチである。料紙の中央よりやや右側寄りである左端から二〇・七センチの位置に、他の折目と比較するとはっきりとした縦方向の折目がある。また、この折目より料紙の左側半分には本紙を包み入れた時についていたと思われる幾筋かの折目があるが、右半分の折目は左半分のそれほど明瞭には残っていない

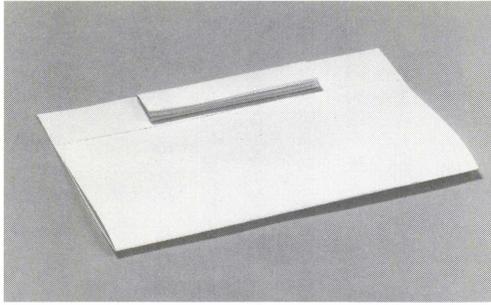


写真 4-1 折りの復元 (1)

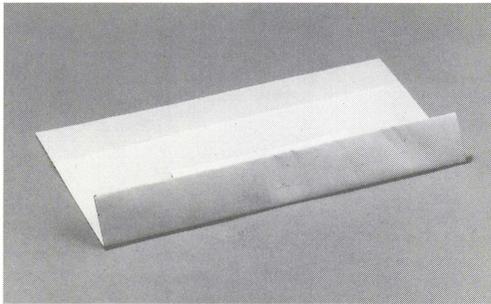


写真 4-2-(1) 折りの復元 (2)

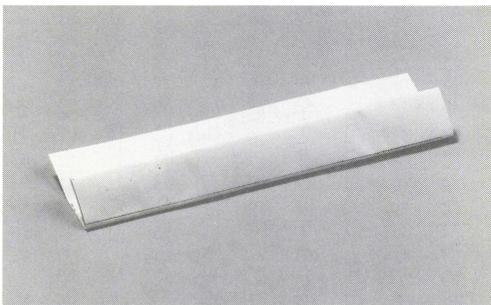


写真 4-2-(2) 折りの復元 (2)



写真 4-3 折りの復元 (3)

ない。つぎに左半分に残る折目の間隔を測ってみると、いずれもおおよそであるが左端から一つ目の折りまで四・五センチ、続いて四・五センチ、四・三センチ、四・〇センチ、三・四センチの順で残る。また、料紙の上、下の端からそれぞれ五・五センチのあたりに横方面に折れ皺が連続している。折目の幅が広いところから、この部分が最後に折られた事がわかる。つまりこの懸紙を用いた文書は折封がほどこされていたのである。

目録番号20の料紙は縦二六・五センチ、横四〇・五センチである。また、1の懸紙と同様に料紙の中央よりやや右寄りである左端から二・二センチの所に縦方向にはっきりとした折目がある。やはり、前述の1の例と同様に、その折目より料紙の左半分にくく筋かの折目が残

るが、右側にはほとんど残っていない。また、前記1の懸紙同様に、五筋の折目は左端側から中央に寄るにいたがい折り幅が小さくなることから、同じ方法で折られていたことがわかる。また、料紙の上端から三・〇センチ、下端から二・六センチのあたりには折封の痕跡を残す。このように、折目から見ると目録番号1と20は同様の折り方が行なわれていたといえる。しかし、20の懸紙には折封の際に折り曲げた部分に墨引がある点異なるが、この墨引については後でふれることにして、二例の折り順を復元し、次に述べることにする。

#### 【折りの復元】

(1) 折る前に、上書を行なう折り幅を確保するために、一折り分の幅を残したのち懸紙を二つ折にする(写真4-1-1では、上書を記す箇所裏面

にあたる位置に折り畳んだ本紙を置き、残す幅を示している。

(2) 二つ折の寸法の長い方(写真1で示すならば左側)を下にして、折目を手前にして本紙をのせて巻き込むように包んでいく(最後に上書を加える一重の部分が、折り幅と一致するように、折り上がる配慮を行なっているものと思われる)。

(3) 最後まで包んだのち、裏返しにし上書を行ない(写真4-3は、包み終えた状態からみると、右廻りに一八〇度回転させ、面を返した状態)、懸紙の両端を後ろに折り、折封とする。

このような順で折られたのである。先にも述べたように、これらの懸紙は通常の懸紙の文書と同様の寸法であるため(目録番号20はやや縦が短い)、通例の懸紙の礼紙のように本紙と礼紙を併せて巻き折る方法が行なわれたかと思えるが、最初に二つ折りにした後(このため、この折目が他の折目よりはつきりと残る)、折り畳まれた本紙を包んでいたのである。また、この方法で折ると料紙の左半分はすべて山折り(外側)となるため、写真1と3であきらかなように、擦れや汚れが付着しその痕跡が明瞭に残るのである。

## 2 類似する折りの例

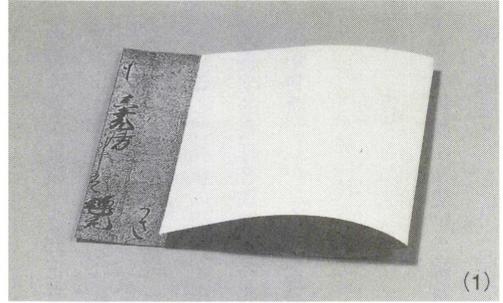
前述のように、本光寺文書の二例は初めに料紙に上書を記す部分を残した後(後に二つ折りにし、本紙を包んだといえるが、この懸紙の用い方が後北条氏の文書に特有のものか、他でも一般的に用いられたものか判断しがたい。しかし、充所の部分が折り畳んだ後に表側に出るように、本

紙をあらかじめ二つ折にして折る方式は、毛利氏関係の文書など西国では時折見受けられるものである。写真5で示したのは毛利輝元書状の折りの一部を復元したものである<sup>7)</sup>。他にも毛利氏関係文書にはこの折りを行なうものは時おり見られ、一般的におこなわれていたようである。

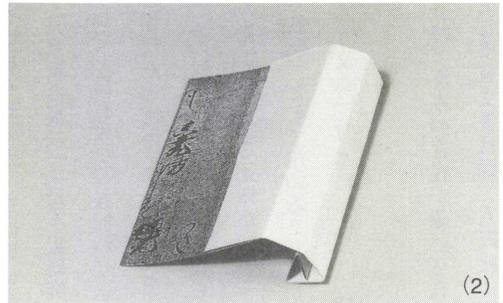
これらの折り方は、本光寺文書の二例と同様に、初め充書と差出書の部分を残し二つ折りにしたあと巻き折るという方法は共通する。しかし、本光寺文書の折りが上書を記す面と反対側に折るのに対し、輝元書状は充所を記す面、つまり内側に折っている。また、二折り分残す点も異なるなどの差異もあるが、発想においては共通するものがあり、地域的には遠く隔たった二つの折り方に影響を与えたものの存在が感じられる<sup>8)</sup>。

ところで、毛利輝元書状(写真5参照)のように、本紙を内折りにする折りについて、「折り畳んだ本紙自体が礼紙を兼ねる」との解釈もある<sup>9)</sup>。礼紙とは本来は本紙に白紙を儀礼的に添えるもので、用件が本紙に書ききれない場合は礼紙に記すことがあるものの、本文が記されている文書を二つ折りにすることで礼紙の機能が加えられるとの解釈は、いずれにその典拠があるのか寡聞にして知らないが、解釈にやや無理があるように感じられる。

それに対し、本光寺文書の懸紙のごとく、初めに二つ折りにし白紙の区画を作り上げる折り方の意図を考えると、二つ折りにすることにより「礼紙」的空間を設ける事にあつたのではなからうか。



(1)



(2)

写真5 毛利輝元書状、五月晦日付（滋賀県立安土城考古博物館編『信長文書の世界』所載の図版のコピー）

### 三 折封にみられる墨引

目録番号20（写真3）の料紙の左端上下に残る墨引について述べてみる。これは折封が施された文書の密封性をたかめるため、両端の二つ折りの箇所をさらに紙紐などで結わえたのち、墨引を行なったことが推測される。また、墨引の中央部分の五ミリほどの墨が付着していない部分を観察すると、その筆の運びから通例のように一筆で墨引を行なっておらず、それぞれ上下から墨を付けていることがうかがわれる。このことから、結わえるのに用いたものは通例の切封のような紙紐ではなく、紙を擦ったような丸みのあるものであることがわかる。

後北条氏関係文書で、折封に加えてこのような封を行なった例は、懸

紙自体の遺例が少なく、一般的に行なわれた形式であるか否かの判断がしがたいものの、管見の限りでは初見のものである。石倉が人名か地名かも判然とせず、また、本光寺との関係や、どのような内容の文書にこのような念の入った封を用いたものかわからないものの興味ぶかい一例である。

### おわりに

本光寺文書に見られる二通の懸紙を、他地域の類似の折りを行なう文書と比較しながら折りとその機能について述べてみた。この時代、伝統的な文書様式は次第に多様化し、各地で独特の様式が作られた。例えば、上杉氏や後北条氏などの東国の戦国大名が用いた横ノ内折などもその一例である。横ノ内折などのようにある程度広範な地域で用いられた形式の他に、家単位かとも思える限られた地域で用いられた例も存在するなど、従来の古文書学的分類に収まりにくい文書も多々ある。このように多様な戦国時代の文書は体系化しにくいいためか、古文書学的論考の蓄積は多くない。

また、各地の自治体史や『戦国遺文』などの史料集の編纂により、文書の内容は居ながらにしてわかるようになった。その利便性は大きいものの、利用者にとって、原文書が発する様々な情報に対する意識は次第に希薄になっていくような懸念も感じられる。そのような事を思うと、小さな情報でも積み重ねていく作業が必要かと思ひ、この小論をなした

次第である。

(平成十四年一月二十日成稿)

註

- (1) 飯倉晴武『古文書入門ハンドブック』吉川弘文館、一九九三。
- (2) これまで古文書学において礼紙と称されてきたものを、本来の礼紙と、そうでないものに分けるべきであると論証されたのは田中稔氏(『本紙・礼紙と料紙の使用法について』『古文書学研究』第十号)であった。ここで田中氏は書状が二紙にわたるとき、料紙の裏面にかかれた差出書、充所の奥左端切封墨引き、表書がみられるものは、本来の礼紙とは区別され、それらの名称を古記録などから「重紙」と称することを提唱された。また、百瀬今朝雄氏は礼紙の概念を厳密にするという基本的な部分においては田中氏の論考を支持されるが、古記録にある「重紙」の読みを「裏紙」と訂正された(「重紙と裏紙」『日本史研究』第四七九号)。これらの論考をきっかけとして上島有氏なども加わり「礼紙」の概念の定義等について活発に論議された。このような研究史を踏まえること、ここで礼紙の語句を用いることは慎重にしなければならないが、古文書学の真理と戦国大名北条氏の礼紙に対する意識が、同一であるの可否か判断がしがたく、本稿では「礼紙」として用いることとした。
- (3) 岩崎宗純「後北条史料『本光寺文章』写本について」『郷土研究』6、一九七〇。
- (4) 『大阪狭山市史』の編纂の調査時、原本の存在が確認された。なお文書は図版とともに、『旧狭山藩主北条家文書目録』大阪狭山市市史編纂

室、一九九六、また、吉川邦子「本光寺関係文書について」『かながわ文化財』第93号、一九九七などで紹介されている。

(5) 卷子に貼られている順番には特に規則性はない、しかし、傾向としては当主の判物などは(虎朱印状なども混在するが)は前半に集められている。

(6) 目録番号9と10はいずれも折紙である。折目から判断すると、目録番号1の懸紙に包むとするならば、縦の長さは二通とも収まるが、横幅については目録番号9は収まるものの、10について懸紙の幅よりも広く収まらない。そのため9の文書と対になるかとした。しかし、本文の充書と上書の充書が同一でない点、やや気にかかる。

(7) 写真5は、折り順を示すために滋賀県立安土城考古博物館編『信長文書の世界』二〇〇〇所載の毛利輝元書状の図版をコピーし、利用させていただいた。

(8) 本光寺文書の中には、折紙の文書の充所に切封墨引の跡を残す文書も含まれる(目録番号16)。この例も西国での使用が多いが、後北条氏関係文書ではあまり目に見えないものである。他地域で用いられた文書形式が東国に伝達し、漸次、広がる過程の状況を示す例であろうか。

(9) 池田寿「書状の折り方考」『日本史研究』第五九五号、同氏は永正十七年七月二日付畠山義総書状を例にして述べられる。また、滋賀県立安土城考古博物館編『信長文書の世界』の「懸紙」の項、年末詳五月晦日付毛利輝元書状の解説においても、同様の意見が述べられている。

本光文書目録

- 1 「本光寺衣鉢禪師 氏康」と上書のある懸紙、年月日未詳。
- 2 御印判目録、天正二年十一月十一日、折紙。
- 3 北条氏政書状、(天正十カ) 正月二十三日、豎切紙、抹茶などの到来を謝す。
- 4 北条氏直書状、(天正十三年) 閏八月二十八日、豎切紙、抹茶などの到来を謝す。
- 5 北条氏康判物、天文十七年十二月二十三日、折紙、中村郷内寺領上町屋を不入の上、寄進す。
- 6 北条家朱印状、永禄五年九月六日、折紙、修理銭として下中村の十五貫文に加え、沼代村岸分の田畑十五貫文を寄進する。
- 7 北条氏康判物、天文二十年七月二日、折紙、修理料として相模下中村沼代分の十五貫文の地を寄進。
- 8 北条家朱印状、天文十九年七月十七日、折紙、下中村上町分を小竹との混乱発生により改めて寄進。
- 9 北条氏康判物、永禄元年七月十二日、折紙、早雲寺に本光寺住持職の選任を任せる。
- 10 北条氏康判物、永禄元年七月二十二日、折紙、早雲寺に本光寺住持を輪番とすることを承知する。
- 11 北条氏康判物、天文十六年九月二十一日、折紙、本光寺建立につき、同寺に相模下中村内上町分の地を寄進。
- 12 北条家朱印状、(天文十六年) 十月二十七日、折紙、相模上町百姓中に、本光寺領上町分の田地に隠田を持つ者の報告を命ずる。
- 13 北条氏規朱印状、(天正元年) 十月十八日、折紙、開基為昌の御霊供、施餓鬼の費用銭のことを定める。
- 14 北条氏規朱印状、永禄九年七月十二日、折紙、本光寺開基の施餓鬼銭料として毎年二貫文を下す。
- 15 北条氏規朱印状、永禄十年十月十二日、豎紙、毎年の施餓鬼銭ならびに御霊供米銭について定める。
- 16 南条昌治披露状、(天正元年) 十二月十一日、折紙、御霊供銭の事について披露。
- 17 北条家朱印状、(弘治二年) 九月十四日、折紙、本光寺領下中村前川分、風損のため減免した年貢の納入について代官等に指示する。
- 18 北条家朱印状、永禄三年二月九日、豎紙、任和尚の遺言にまかせ初首座を本光寺の住持とす。
- 19 北条家寄進注文、永禄八年五月十五日、豎紙、唐椀など四種を寄進。
- 20 「本光寺 白石倉」と上書のある懸紙、年月日未詳。

【追記】

本稿中で使用した写真は、当館井上久美子が撮影したものである。